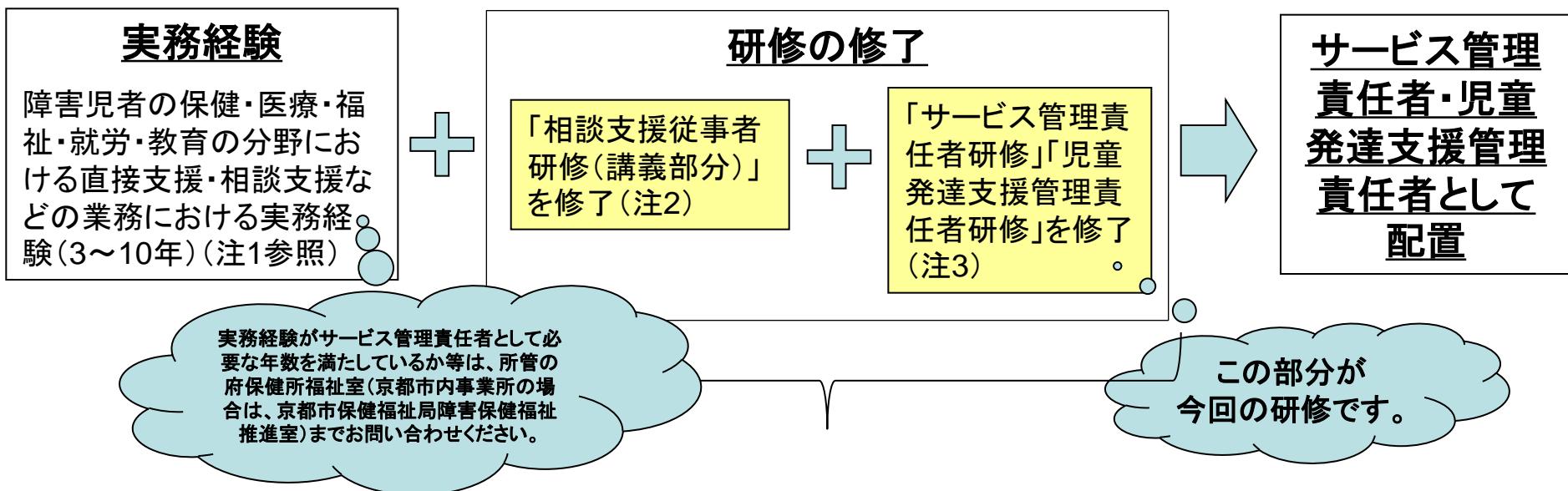


サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件



- 事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす(ただし、平成30年3月31日をもって廃止)。
 - ・平成29年4月1日以降に事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの猶予とする。
 - ・さらに児童発達支援管理責任者については、平成27年4月1日までに事業を開始している場合は、平成28年3月31日までの猶予とする。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、1年間は実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。

(注1)実務経験については、次ページの一覧表を参照。

(注2)「相談支援従事者研修(講義部分)」とは、「相談支援従事者初任者研修」のカリキュラムのうち講義部分(京都府では3日コース)をいう。

(注3)多機能型事業所で複数種別のサービス管理責任者を兼務する場合は「サービス管理責任者研修」のうち該当分野をすべて修了することが必要。ただし、事業開始後3年間は、少なくとも該当のうち一分野を事業開始後1年までに修了していればよいこととする。

(ただし、事業開始後1年間の猶予については、平成30年3月31日をもって廃止)。